

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第67号

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第66号様式中

「  

<input type="checkbox"/> 特定小型原動機付自転車
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車 (総排気量          リットル/定格出力          キロワット)
<input type="checkbox"/> 小型特殊自動車

  
」

を

「

<input type="checkbox"/> 特定小型原動機付自転車
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車（標識の色 <input type="checkbox"/> 白 <input type="checkbox"/> 黄 <input type="checkbox"/> 桃 <input type="checkbox"/> 青）
（総排気量          リットル/定格出力          キロワット）
<input type="checkbox"/> 小型特殊自動車

に改める。

」

第67号様式（その1）備考第6項第1号中「第56条第1号ア」を「第56条第1号ア及びウ」に改め、同項第3号中「第56条第1号ウ」を「第56条第1号エ」に改め、同項第4号中「第56条第1号エ」を「第56条第1号オ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。